

第 62 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 2 月 15 日（金） 13 : 00 ~ 14 : 27

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、椿委員、津谷委員、
中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

議 事

- (1) 諮問第 44 号の答申「国勢調査に係る匿名データの作成について」
- (2) 諮問第 47 号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 48 号の答申「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」
- (4) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第62回の「統計委員会」を開催いたします。

本日は、縣委員、安部委員が所用により遅れていらっしゃいます。また、白波瀬委員、竹原委員、深尾委員が御欠席です。

では、議事に入る前に、用意されております資料について説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を確認させていただきます

ます。

議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は、答申案が3件ございます。まず、議事（1）ですけれども、昨年10月26日の第58回統計委員会において諮問されました諮問第44号「国勢調査に係る匿名データの作成について」の答申案についてです。これは資料1に対応いたします。

それから、議事（2）と議事（3）では、11月28日、第59回統計委員会の場で諮問されました諮問第47号「住宅・土地統計調査の変更について」、それから諮問第48号「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」の答申案についてです。資料2、3に対応いたします。それぞれ部会長より御説明いただきまして、皆様に御審議いただく予定でございます。

最後に、「（4）その他」で報告事項がございます。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第44号の答申「国勢調査に係る匿名データの作成について（案）」につきまして、椿部会長から御説明をお願いします。

○椿委員 諮問第44号「国勢調査に係る匿名データの作成について（案）」は、これまで匿名データ部会を4回開催して審議を行い、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告申し上げます。

資料1の答申案を御覧ください。あと、この資料の9ページ以降に第13回部会の議事概要も付けておりますので、併せて御覧いただければと思います。

資料1の答申案につきましては、「1 計画の適否」、「2 理由等」、「3 今後の課題」という構成になっております。以下、順次説明したいと思います。

まず、1ページの「計画の適否」につきましては、「本調査の調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当である。ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。」としております。

「2 理由等」でございます。まず、今回は、大規模調査の平成12年調査と簡易調査の平成17年調査の2か年分の匿名データを作成する計画であること、また、その作成に当たっては、新たにスワッピングを導入する計画であることを記述しております。テクニカル・タームに関しては若干の説明があるところです。

それでは、匿名データの作成方法に従って項目ごとに御説明させていただきます。

まず「（1）情報の削除」についてです。「ア 地域区分」として、都道府県及び人口50万以上の市区を提供することにつきましては、適当としております。

2ページになりますけれども、「イ レコードのサンプリング」につきましては、市区町村、世帯人員等で並べかえ、一般世帯は世帯単位、施設等の世帯は個人単位で、全世界帯を母集団として1%を抽出する計画となっております。これについては、そこにありますよ

うに、①サンプリングは、調査客体の特定を困難とする措置であること、②地域の世帯人員等の分布を反映した抽出が行われており、また、抽出率は、地域の集計・分析が可能なデータ量が確保できるものとなっていること、③匿名データと公表統計との間でその分布に大きな乖離はないことから、適当と判断しております。

ただし、世帯の種類ごとに抽出単位が異なることについて利用上の注意を示す必要があること、また、匿名データと公表統計を比較できる情報を提供するなど、利用者の利便性の向上を図る必要があることを記述しております。

次に「ウ 直接的な識別情報の削除」についてでございますけれども、これは適当であると判断しております。

さらに「エ 出現頻度が低い又は特徴的な値があるレコードを含む世帯の削除」については、次の3ページの表1のような、世帯人員が多い世帯、父子世帯などを削除する計画となっています。

これにつきましては、その下にありますように、①世帯員数、性別、年齢等は比較的容易に把握可能であり、リコーディング等を行っても他の情報と組み合わせると調査客体の特定の可能性が生じること、②有用性の観点から地域区分ごとに削除基準を変える措置や、③実数値による分布に基づいて削除数を減らす措置が講じられていることから、基本的に適当と判断しました。

ただし、9ページの「第13回匿名データ部会議事概要」の(1)のアのところにありますように、年齢差が45歳以上の親と子のいる世帯を削除することについては、親の性別によって分布が非常に異なることから、男親につきましては、55歳以上に引き上げる必要があると判断いたしました。

続きまして「オ 公表統計により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードを含む世帯の削除」については、国勢調査が悉皆調査であって、詳細な集計表が外部情報となること等から、適当と判断いたしました。

続きまして、4ページに移って「(2) 識別情報の分類区分の再編等」になります。この中の「ア 世帯員に関する項目の再編等」の「(ア) 年齢」ということであります。

まず、その年齢につきましては、85歳以上をトップコーディングして、0～84歳を5歳階級別とする計画としております。これにつきましては、各歳別の年齢や高齢者の年齢が明らかになりますと、地域情報等との組み合わせで調査客体が特定される可能性が生じることから、やむを得ない措置と判断いたしました。

続きまして「(イ) 世帯主との続き柄、国籍、5年前の住居の所在地等」については、その下にございます表2に示す分類区分の再編等を行う計画となっております。これらは、地域情報や他の属性情報との組み合わせによって調査客体の特定を防ぐという観点から、適当であると判断いたしました。

4ページの最後「(ウ) 労働力状態」についてです。これは5ページを御覧いただければと思いますが、労働力状態は「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」を統

合する計画となっております。

これにつきましては、10ページのエのところ、第13回部会での労働力状態についての審議の概要を記載しています。17年調査の場合は計画のとおり統合することが適当であるということですが、12年調査の場合に関しては、提供される調査項目が多く、秘匿が不十分となるということから、13回部会では相当な議論を尽くしたところですが、12年調査では就業者の内訳を提供しないように変更すること、それによって匿名性を確保することが必要であると判断した次第です。

続きまして「(エ) 就業時間」ということになります。これを実数及び階級で提供することとし、実数は90時間以上をトップコーディングする計画になっております。これらについては適当であると判断しましたが、トップコーディングを行った変数は地域区別の平均値と併せて提供することが妥当ということを経13回部会で判断いたしました。これが利用者の利便性の向上を図る必要があるという判断でございます。

次の「(オ) 産業(大分類)」についてです。産業については、大分類で提供し、そこにありますように、①、②、③、④といった統合を行う計画になっております。これらにつきましては、基本的に適当であるとしています。ただし、農林漁業を統合することについては、これらを統合しても秘匿が不十分な場合があることから、特定化の危険性が高い世帯を削除することにより匿名性を確保する必要があるとしています。

続きまして「(カ) 利用交通手段」についてです。「利用交通手段が1種類」というものに関して、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」等を統合する計画となっております。これも、先ほどの第13回部会審議の中の9ページの「利用交通手段について」というところでございますけれども、ここで類似性のある項目を統合する方が望ましいということから、分布状況が似ている「オートバイ」と「自転車」を統合することとし、残りを統合するように変更する必要があると判断しました。

次に、「イ 世帯に関する項目の再編等」です。その中の「(ア) 世帯の種類、世帯人員、世帯の家族類型等」については、6ページにございますような表3に示す分類区分の再編等を行う計画となっております。これについては適当と判断いたしました。

その次の「(イ) 家計の収入の種類(平成12年国勢調査)」につきましては、当初計画では提供しないということになっていましたけれども、これは利用者にとって有益な情報であり、統合により匿名性が確保されることから、その6ページの下の方にあります①並びに②、7ページに移っていただいて③、こういった措置を講じた上で提供するように計画を変更する必要があると判断したところです。

続きまして、7ページの「(ウ) 住宅の床面積、建物全体の階数及び世帯が住んでいる階」ということに関しましては、その下にございますように、表4の分類区分の再編を行う計画となっております。これについては適当と判断いたしました。

それから「(3) その他の匿名化措置」の中の「ア スワッピング」です。まず、スワッピングの導入及び方法については、今回、地域区分として「都道府県」及び「人口50万

以上の市区」を提供すること、それから、国勢調査が悉皆調査であることなどから、属性情報を様々に組み合わせても匿名性が確保される必要があると考えられること、また、スワッピングの前後で分布に余り差異がないこと、この2つの観点、すなわち、匿名性をさらに確保する必要がある一方で、スワッピング自身が分布に関して余り差異をもたらさないということから、適当と判断しました。

ただし、これも、13回部会の中で、スワッピングについてどのような説明をするのかということが議論になりました。10～11ページ及び12ページでスワッピングの導入について、「やむを得ない」というところを「必要である」とした方がよいか、そのスワッピングはどのような形で開示するかということに関する議論が行われたところですが、利用者にとって今回のスワッピングによる影響の範囲がどの地域までかということは極めて重要であって、基本的に都道府県別のデータは使えるということを示す必要があるということです。同一都道府県内で入れかえるというスワッピングの方法を開示したとしても匿名性は確保されていると判断できます。したがって、利用者に対してこのことのみを開示し、有用性を高める必要があるということを書き込ませていただきました。

次に8ページの「イ 匿名データの提供時期」につきましては、調査実施後5年以上経過したものを提供するという計画になっています。実施後5年以上経過することで個人を特定し難くする効果があること、また、本国勢調査が悉皆調査であり、実査への影響も考慮すれば、直近の調査データは提供し難いことから、やむを得ない措置であると判断いたしました。

最後に「3 今後の課題」です。「トップコーディングを行う高齢者の年齢の検討」並びに「複数の匿名データの作成の可能性に関する検討」の2点を今後の課題として指摘しました。

「(1) トップコーディングを行う高齢者の年齢の検討」として、年齢を85歳以上でトップコーディングすることについて、近年の急速な高齢化などを踏まえ、今後、その上限値を人口の年齢構成に応じて検討することが必要であるとししました。

「(2) 複数の匿名データの作成の可能性に関する検討」につきましては、匿名データの利用者のニーズというものは様々なものがあり、地域区分を全国のみとすることなどによって今般の匿名化を緩和できる可能性もある。このため、今後、利用者のニーズを踏まえ、複数の匿名データの作成の可能性について検討する必要があると判断したところです。これを今後の課題とさせていただきます。

簡単ですけれども、私からの説明は以上です。

この4回の部会の審議に協力いただきました委員、専門委員並びに関連部局の方々に感謝申し上げます。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。

「国勢調査に係る匿名データの作成について」、本委員会の答申は、資料1の(案)のとおりとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、この資料によって総務大臣に対して答申いたします。

部会の議論に御参加いただきました先生方、どうもありがとうございました。また、匿名部会におかれましても、数多くのたび重なる会議を開いていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第47号の答申「住宅・土地統計調査の変更について(案)」につきまして、津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、御説明いたします。

諮問第47号「住宅・土地統計調査の変更について」は、昨年11月28日の統計委員会において諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されました。本件に関しては、同部会におきまして、昨年の12月3日、12月14日、本年の1月8日、1月28日の計4回の審議を行い、答申案を取りまとめましたので、御報告いたします。

お手元の資料2は、その答申案と、答申案について議論を行った第4回目の部会における結果概要、そして、参考資料として諮問の資料を最後に添付しております。

初めに、1月28日に開催された第4回目の部会について結果概要の報告をいたします。資料2の15ページを御覧ください。

第4回目の部会では、第3回部会での調査事項の変更に関する確認事項の審議を行った後、昨年12月の統計委員会において委員長より「報告者の負担軽減の観点から再度審議をするように」との御指示をいただいた前回答申及び公的統計の整備に関する基本的な計画の指摘事項である「住宅・土地統計調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討」について審議を行いました。これについては、後ほど答申案と併せて御説明をいたします。その後、本調査の答申案について審議を行い、一部文言の修正を行うことを前提に採択されました。

次に、答申案について御報告をいたします。資料2の1ページを御覧ください。まず、「1 本調査計画の変更」についてです。「(1)承認の適否」において、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、後ほど説明いたしますが、一部計画の修正が必要としております。

続く「(2)理由等」において、変更を承認して差し支えないと判断した理由などを示しております。この「(2)理由等」の記載に当たっては、変更計画の変更前と変更後及び変更理由を一覧できる表を盛り込んでおります。また、本部会での指摘により調査事項

が変更された場合には、申請案と統計委員会修正案という形で比較できる表を盛り込んでおります。

ここでは、大きく分けて3項目を設けております。答申案の1ページから7ページまでが「ア 調査事項の主な変更」、7ページから9ページまでが「イ 調査方法の変更等」、9ページが「ウ 集計事項の充実」となっており、変更計画の内容や適否の判断、判断理由、そして、必要に応じて修正点を記載しております。

その後、9ページの半ばからは、前回答申における今後の課題への対応について、11ページの下段からは、基本計画における指摘への対応について、12ページの下段には「東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等」について、そして13ページには「今後の課題」についてそれぞれ記載をしております。

前回答申における今後の課題への対応について及び基本計画における指摘への対応については、これらに対する総務省の検討結果、及び当該検討結果について部会としての評価を記載しております。最後の「今後の課題」については、これまでの部会審議の中で、今後、調査実施者である総務省において検討する必要がある事項について記載しているものです。

それでは、時間も限られておりますので、本答申案のうち、部会審議で修正点を指摘したところや主な内容について御説明をいたします。

まず<調査票甲及び調査票乙に共通する調査事項>についてです。2ページの「(ウ) 変更事項3」を御覧ください。

ここでは、東日本大震災による転居の有無及び転居した場合の理由に関する調査事項を追加しております。これにより、我が国の住宅に関する実態に広範かつ重大な影響を与えたと考えられる東日本大震災について、それがもたらした居住状況の変化等に関する具体的なデータを把握しようとするものであると認められることから、適当と判断をいたしました。

ただし、(イ)の転居理由に関する選択肢については、部会審議において「住宅に住めなくなった」及び「その他」のいずれか1つを選択するものであることをより一層明確にするため、表4で示しておりますとおり、設問文を「(イ) 転居の主な理由は何ですか」に修正する必要があること。

また、選択肢のうち「住宅に住めなくなった」には、住宅が震災の被害を受けたことにより物理的に住めなくなったケースのほか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、警戒区域等の指定を受け、自由に住宅への出入りができなくなったケースなども該当するため、報告者が記入に当たって混乱することがないように、「住宅に住めなくなった」に該当するケースを「調査の記入の仕方」において十分に説明する必要があることを指摘しております。

続いて、4ページの「調査票甲に関する調査事項」についてです。「(キ) 変更事項7」を御覧ください。ここでは、現住居以外の土地に関する調査事項については、従来、調査

票乙により把握していたところですが、国土交通省から過小推計の可能性があったとの指摘を受けたため、調査票甲においても、新たに当該土地の所有の有無等を把握し、調査票乙において把握する現住居以外の土地の面積の推計を行う際のベンチマークとして活用するために追加したものであり、推計精度を高めると認められることから、適当と判断をいたしました。

このほかの変更事項につきましては、いずれも部会としては適当と判断しているものでございまして、説明は割愛させていただきます。

それでは、7ページの「イ 調査方法の変更等」を御覧ください。その下のところがございます「(ア) インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域の拡大」についてです。

ここでは、調査実施の効率化等の観点から、前回調査で、11都道府県の15市、約8万世帯という一部地域において導入したインターネットを用いた回答方式、いわゆるオンライン調査について、表13に示しましたとおり、対象地域を全市町村に拡大して実施するものであり、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置でもあることから、適当と判断をいたしました。なお、このオンライン調査の実施に関しては、今後対応する必要がある事項について、今後の課題として指摘を行っておりますが、これについては後ほど改めて御説明をいたします。

次に、9ページの2「諮問第1号答申『平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について』（平成19年12月10日府統委第26号）における今後の課題への対応について」を御覧ください。

平成19年12月の統計委員会答申では、本調査に係る今後の課題として3つの事項について指摘がなされております。

具体的には、

- 1 点目が、住宅の『質』の確保に留意した調査事項の見直しの検討、
 - 2 点目が、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの検討、
 - 3 点目が、本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討
- です。

これらの指摘事項に関する総務省で行われた検討結果については、表15に一覧的な形で整理、取りまとめをしております。

また、これらの検討結果に関する評価については、11ページに記載しておりますとおりで、(1)から(3)の指摘事項に関する検討結果については、検討結果としては妥当と評価するとしております。本日は、時間の都合もございまして、このうち「(3) 本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討について」について御説明いたします。

本事項については、第1回目の部会と、本日結果概要をお配りしております第4回目の部会と、2回にわたり審議を行いました。その際、本調査の実施者である総務省統計局だ

けではなく、住生活総合調査の実施者である国土交通省住宅局にも、調査の目的、調査内容、施策への活用状況及び調査対象世帯の負担感の軽減措置等について説明を求めました。これら本件課題については、10ページの右側の③に記載をしている検討結果のとおり、総務省と国土交通省が連携し、かつ、有識者を交えた検討会を設けて検討が行われました。

その際「ア 両調査の統合等を行わず、調査ごとに別の時期に調査を実施する」との結論となりました。

その理由といたしましては、

- i) 両調査の目的及び施策への活用状況に照らせば調査事項の削減が困難である一方、両調査の統合実施をする場合に報告者の負担増とそれによる回収率の低下を防ぐ観点からは調査事項の削減が求められるところ、両者の両立は困難であり、結果的に統合が困難であること。
- ii) i) が難しい場合であってもなお、両調査の同時実施の可能性を求め、試験調査を実施したが、大都市等における著しい回収率の低下と、調査票の誤配布等実査上の混乱が生じたこと。

によるとしております。

ただし、

「イ 調査対象世帯の負担感及び実査を担当する地方公共団体や調査員の事務負担を軽減するため」次の措置を実施する。

- i) 本調査を実施する際の住生活総合調査の趣旨等に係る事前周知
- ii) 住生活総合調査の調査票の形式の変更（本調査の調査票に倣った用紙規格のA4版への変更や、回答方法としてマークシート方式の導入及び調査事項の読みやすさなどを勘案したレイアウトへの変更）

といった形式の変更措置を実施することとしております。

この結果については、部会としては、

- ・ その検討が関係者の連携のもとで有識者も交えた場で行われたものであること、
- ・ 二つの調査の統合という課題設定が報告者負担の軽減を目指したものであることを踏まえて幅広く可能性を検討した上で導かれたものであること、
- ・ 結果として導き出された報告者の負担感等の軽減措置の実施が計画されていることから、妥当と評価する。

としております。

次に、11ページの「公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について」を御覧ください。これについては、基本計画において3つの事項が指摘されており、その検討結果については12ページの表16で整理をしております。

これらの検討結果のうち、指摘①の本調査と国勢調査との関係やあり方の見直しに関する総務省の検討結果については、本調査の結果と国勢調査の結果との整合がとりやすくなるように集計上の工夫を行っていることが認められることから、基本計画における指摘へ

の対応として評価するとしております。なお、残りの指摘の②及び③に係る評価については、先ほどの前回答申の課題と同様のものです。

続きまして「4 東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等」を御覧ください。これについては、調査に当たり、代理申告や市町村が所有する行政記録情報等によるデータ補完を行うなどの対応を行うことを計画しており、特例的ではあるが、被災3県における仮設住宅入居者の心情等に配慮し、報告者負担の軽減を図るものであり、調査の円滑な実施に資すると認められることから、適当であるとしております。

最後に、13ページの5「今後の課題」を御覧ください。本調査については、オンライン調査の検証に関する事項が課題として指摘されました。本調査は、調査対象世帯が全国約350万世帯という最大規模の標本調査において、世帯に対して等しくオンライン調査を認めている初めての調査であり、この実施を通じて得られるオンライン調査に関する知見は、次回の平成30年の本調査のみならず、今後、ほかの統計調査においてオンライン調査を導入・拡大するに当たっても、極めて有用なものになると考えられます。

したがって、今回の本調査の実施に当たっては、オンライン調査の実施に伴う実査事務、コスト、記入者負担等、さまざまな観点から、その効果や問題点、改善点等の把握に努め、得られた結果について、次回の本調査に反映させることはもとより、国勢調査等ほかの統計調査においてオンライン調査を実施する場合の参考となるよう各府省に情報を提供する必要があることを今後の課題といたしました。

以上が、住宅・土地統計調査の変更に係る第4回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要と答申案の御報告でございます。

なお、ここで一言申し上げたいと思います。今回の部会の審議においては、基本計画において検討するとされた事項に対する政府の対応を評価することになりました。今後、このような基本計画の課題設定に対する政府の対応の評価は、この案件に限らずあるであろうと予想され、その検討に際して御参考になるものと考え、私の感想を少し申し述べたいと思います。

今回の課題については、政府側の対応が、課題の示した検討方向をそのまま実現するものと必ずしもなっていないことから、基本計画に当該課題が盛り込まれた際の経緯や当事者の認識というものを調べ、また、現在の政府側関係者の意見も伺いました。

その結果、「基本計画において検討する」とされた事項の中には、計画策定時点で、ある程度具体的な施策について一定の見通しがあったものもあれば、同時点ではそのような見通しはないが、今後の展開の可能性を探るために検討課題を広く提示しようとしたものもあるというふうに私は認識いたしました。したがって、計画期間が進行した現時点において委員会として政府の対応を評価する際には、このようなそれぞれの課題の性格を踏まえる必要があると感じました。

今回の場合は、基本計画で掲げられた課題がそもそも住宅に係る統計という共通性を持つ2つの統計調査の統合などを検討することにより、報告者負担の軽減の可能性を探るべ

きではないかという問題意識のもとに提示をされておりました。

これに対して、調査実施者及び関係者において、広く知見を集め、さまざまな可能性の検討を行うという対応が真摯になされ、また、検討すべきとされた事項そのものではありませんが、その問題意識の根底にある報告者負担の軽減という課題に対して工夫がある程度引き出されたわけであります。部会としては、このような点を評価しまして答申案としたわけでございます。このことは、検討するとされた事柄の性格を鑑みた部会審議の方法として、一つのアプローチとなるものではないかと考えます。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

私も経緯をいろいろ調べ、また、お話を聞きましたが、検討する課題として基本計画で取り上げたことは的確であったと思います。それが実行可能であるかどうかということは、まさにその部会でそのタイミングで検討していくということで、今回についてはそれができないというような結論だったのだらうと思いますが、そこは少し微妙で、やろうと思えばどうなるのかということも含めて検討すべきことだったのだらうと思います。津谷先生の思い、考えもございましょうが、そこについては今後も検討する。基本計画をこれから作りますから、そこでもあり得ることかなと思いますので、そのように御承知おきいただきたいと思います。

何か御質問、御意見ございますか。

○廣松委員 補足でございますが、この住宅・土地統計調査の諮問の際に委員長のほうから、これは先月答申を行いました、国土交通省が行っております法人土地・建物基本調査との関係について整理するよとの御意見がございました。その点に関しまして、今日、こういう形で住宅・土地統計調査の答申案ができ上がりましたので、そのときの委員長の御発言に対する現段階での回答について、私から少し補足をさせていただきます。

土地の調査結果については、既に申し上げましたが、土地基本調査総合報告書という形で、法人調査、世帯調査を合わせた結果が公表されております。ただし、その中で、居住していない土地の所有、いわゆる不在地主の土地に関しては、現状、少し不備なところがございます。

具体的に申し上げますと、住宅・土地統計調査の調査票は甲票と乙票に分かれており、甲票の調査対象は約350万世帯、その一方で、乙票は約50万世帯を対象としたものであり、従来、居住していない土地については、乙票のほうで調査をするという形になっておりました。今回は、答申といたしまして、甲票のほうにも居住していない土地に関する調査事項を設けて、詳細はともかく、少なくとも居住していない土地に関しての情報をこの350万世帯全体からとるということにしており、その点はかなりの改善がなされたのではないかと思います。

この結果、先ほど津谷部会長のほうからも御説明がございましたが、これがベンチマー

クとなって推計精度の大幅な向上に貢献すると期待しております。

また、乙票の方に関しましては、調査事項の増だけではなくて、設問の簡素化を図り、回答する区画数を全区画としていたのを3区画までに限定するというような形で、報告者の大幅な負担軽減を図っております。これによって、調査に対する世帯の忌避感も緩和され、回収率が向上できるのではないかと期待をしております。その結果、あわせまして、先ほど申し上げましたような土地基本調査総合報告書においても、土地関係に関してより精度の高い報告ができるものと思っております。

一方で、建物の方でございますが、法人所有の建物につきましては、法人土地・建物基本調査において全て把握されます。一方、世帯保有の建物につきましては、住宅・土地統計調査は、その名前のおり、住宅を主眼にしている調査であることから、世帯が保有する非住宅に関しては今のところ把握されておられません。また、国土交通省の方でも、現在のところ、世帯保有の非住宅を把握するという行政ニーズがないことから、まだ予定はない、そういう計画はないと聞いております。

さらに、これは法人土地基本調査のときはかなり議論になったわけですが、今まではストックの調査でございましたが、フローの調査に関してどうするかということに関しましては、特に土地に関しましては、法人土地・建物基本調査のときに私の方から部会長メモという形で今後の計画に関して説明をさせていただきました。建物のフローに関しましては大変大きな問題でございまして、考えられる限り、例えば財務省の法人企業統計、あるいは国土交通省が行っております建築着工統計等、広範な統計ないし統計調査がかかわります。その意味ではまだ手がつけられていないという状況でございます。

今申し上げましたとおり、統計体系としては把握できていない部分が存在することから、この点につきましては、今後、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定過程等において、行政ニーズと報告者の負担等を勘案しながら整理していくことが必要ではないかと考えております。

とりあえず、諮問時に委員長から御発言がございました点に関しての補足説明でございます。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

私もその後いろいろ調べさせていただきましたが、御指摘の点、そのとおりという感じであります。住宅の非住宅及びフローについてどうするのかということはかなり大きな問題ですし、この調査の中において、個人と世帯というところの識別が難しい質問も幾つかあったりするところもありまして、今後の基本計画の中で統計体系という視点からこういった問題をどう考えていくのかということは非常に重要な問題になってくるのではないかと考えています。

世帯収入についても、今回、必要性が余りないというようなことだったと思うのですが、この調査においては確かにそうかもしれませんが、住宅のフローの話というのが出てきたら、世帯所得抜きには議論できないところがあるわけです。そういうようなところがあり

ますから、そこをどう考えていくのか。今、フローを調査していませんから、そういう意味では今のところ必要性というものはそう高くないという御判断になったのだらうと思いますが、どういう目的でこれを使っていくのかというようなところと関連してくると思いますので、また検討していくことになるかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

○津谷委員 一応、世帯所得については把握をしておりますが、その内訳はどのようなかということで、そういう意味で委員長は御指摘になったわけですね。

○樋口委員長 世帯主の就業とかは聞いているのですが、その配偶者はどうであるのかとかいう把握。

○津谷委員 世帯全体の所得は把握していますが、その内訳は把握をしておりません。ただ、フローが調査されれば、所得がどういうふうに流れるのかということがある程度わかりますので、それは確かに必要なとも思ひます。

○樋口委員長 ほかに。

○川本委員 全くの第三者的意見ですけれども、今の世帯保有する非住宅が何ら把握されていないとか、フローは全く手がつけられていないとかいうところこそが問題で、それが国民に広く知らしめられるべきだと感じました。本当に一部の方しか御存じないと思ひます。普通の経済学を学んでいる人でもそこまで把握している人はなかなか少ないのではないかと思ひます。こういうことは、何が問題なのか、何が調べられていて、何が調べられていないかということをも明らかにしていくのも一つの務めだと思ひます。

以上です。

○樋口委員長 まさにそうだと思ひますね。

ほかにどうでしょうか。

ある意味では、それがまさに、体系の視点からどう考えていくかという問題になってくるかと思ひます。

○廣松委員 少しだけ追加をいたします。私の言葉が滑ったかもしれませんが。

全く手がつけられていないわけではなくて、個別に調査、あるいは情報はあります。ただし、それが「体系的」という言葉が適当かどうかはともかく、ユーザーが特定の目的で情報をとろうとしたときには個々の統計なり統計調査に当たらなければいけないという状況になっているということでございます。今後は、調査主体の都合だけではなくて、ユーザーのニーズも十分考慮した上で整備していくべきであろうという趣旨で申し上げた次第です。

○樋口委員長 もしよろしければ、答申案についてお諮りしたいと思ひます。

「住宅・土地統計調査の変更について」、本委員会の答申は資料2の(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料によって総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。

○**縣委員** 関連で、事実を教えてください。

今、部会長の御報告で、この調査にフルオンライン調査が適用されると初めてだというお話でした。そうしますと、従来、ハイブリッドといいますか、部分的にでもオンライン調査をしているケースというのはどれぐらいあるのか、教えてください。

○**樋口委員長** これはどこに聞けば良いですか。

○**縣委員** 御存じの部署に。

○**樋口委員長** では、統計局。

○**岩佐総務省統計局統計調査部国勢統計課課長** 世帯調査で申しますと、昨年実施いたしました就業構造基本調査につきましては、人口規模30万人以上の都市を中心に一部オンライン調査を実施しております。それから、平成22年の前回の国勢調査についても、こちらは東京都のみですが実施しているところです。ほかでは、一昨年実施しました社会生活基本調査では、調査票のBという種類についてのみオンライン調査を実施しています。このように、地域や調査票の種類を限定した上でオンライン調査を実施している状況でございます。

○**樋口委員長** よろしいですか。

地域を限定するとか人口規模を限定する目的というのは、何がゆえにそこを限定しなければいけないのか。

○**岩佐総務省統計局統計調査部国勢統計課課長** 人口が多いところ、特に若者が多いような地域が、回答される確率がより高いというようなところもあるかと思えます。ターゲットとなる調査客体が少ないところで導入いたしましても事務の煩雑を招くだけで非効率というようなこともございますので、ある程度客体が多いところについて導入しているというようなことではないかと思えます。

○**樋口委員長** そうですか。わかりました。

よろしければ、今の「住宅・土地統計調査の変更について」は、先ほど賛否をとりましたので御承認いただいたということで、総務大臣に御報告したいと思えます。

人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様におかれましては、御審議どうもありがとうございました。

それでは、3つ目の議事に移ります。

諮問第48号の答申「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について（案）」につきまして、西郷部会長から説明をお願いします。

○**西郷委員** 本日3つ目の答申ということになりますけれども、よろしく願います。

諮問第48号の「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」は、昨年11月28日の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。本件に関して、同部会におきまして、昨年の12月5日、12月19日、そして今年の

1月31日、計3回審議を行いまして答申案を取りまとめましたので、報告させていただきます。

お手元の資料3は、答申案と、後ろの方に「資料3の参考資料1」という形で、3回目の部会の審議の結果概要と、諮問の資料が最後に付いております。初めに、3回目の部会について結果概要の報告をさせていただきますして、それから答申案について御報告いたします。

まず、19ページを御覧ください。1月31日に第33回、実質的な審議の回数で言いますと3回目の部会が行われたのですが、そこではまず、第2回部会において出され整理事項であったHACCP（ハサップ）の導入の状況について説明がなされまして、この説明を踏まえて、HACCPの手法の導入状況に関する調査事項の変更について了承されました。

続きまして、基幹統計の名称案について審議を行いました。これにつきましては、後ほど答申案と併せて御説明いたします。

第3回の部会でいわゆる宿題となっていた部分と、答申の前に片づけなければならなかった部分というものはそこまでということで、その後、本調査の答申案につきまして審議を行い、一部文言の修正を行うことを前提として採択されました。

それでは、答申案について報告いたします。資料3の1ページのほうに戻っていただきます。この答申案は、全体の構造からいたしますと、大きく2つの部分から成っております。「本調査計画の変更」というのがⅠとなっております、Ⅱというものは大分後ろのほうになりますけれども、17ページ「漁業センサスの指定の変更（名称の変更）」となっております。

それでは、1ページの方に戻っていただきまして、「Ⅰ 本調査計画の変更」ということです。こちらは「承認の適否」というのが1ページ目の最初にございまして、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、後ほど説明するように、一部計画の修正が必要としております。

次に「2 理由等」というところです。ここが比較的長いわけですが、1ページから2ページにかけまして「（1）調査票の変更」、それから、「（2）調査事項の変更」というところがかかなり長くて、2ページから13ページまで続いていることとなります。そこから続きまして「（3）調査時期の変更」、14ページに「（4）調査方法の変更」、そして15ページに「（5）集計事項の変更」となっております。各ページに変更計画の内容や適否の判断、判断の理由、必要に応じて修正点が記載されております。

その後、15ページになりますけれども、下の方から、前回答申における今後の課題及び基本計画における指摘への対応について報告がされていて、17ページには「今後の課題」というのが記してございます。

前回答申における今後の課題及び基本計画における指摘への対応については、これらに対する農林水産省の検討結果及び該当検討結果について、部会としてどのような評価をしたのかということを書いております。最後の「今後の課題」については、これまでの部

会審議の中で、今後、調査実施者である農林水産省において対応する必要がある事項について記載しております。

今日3つ目の答申ということで、時間も限られておりますので、部会審議で修正点を指摘したところや主な変更点等について御説明したいと思います。

それでは、1ページに戻っていただきまして、まずは「ア 調査票の統合」の部分です。従来は3種類の調査票というものが海面漁業調査の漁業経営体調査においては用いられていたわけですが、それを1つに統合するというものでございます。これは、調査事項がかなり似通っていたということがございますので、これらを1調査票に統合するとともに、統合した調査票の表紙に、報告者の種類別等に応じた回答ページへの誘導を正しくすることによって、1つにまとめても調査はきちんと実施できるということから、調査事務の簡素化等が図られることから、適当と判断いたしました。

次に、2ページ目の「OCR対応調査票の導入」についてです。こちらは、本調査の全調査票は9票あるのですが、その全ての調査事項についてOCR入力が可能となるようにレイアウトを変更するというものです。これにつきましても、この変更によって都道府県の入力の業務に関わる事務負担の軽減が図られるというところから、適当と判断いたしました。

続きまして、「(2) 調査事項の変更」にまいりたいと思います。ここはたくさんございますので、重要なところだけ選んで報告をさせていただきます。

まず、3ページの「イ 変更事項2」というところです。これは、前回の統計委員会の部会報告でも申し上げたところですが、販売金額を捉える際に、従来は上位2位まで記入をしてくださいということになっていたのですが、変更案では、これは販売金額の上位1位のみ把握するというふうになっておりました。これにつきましては、4ページのほうに「しかしながら」というパラグラフがあるのでございますけれども、部会で審議しましたところ、小規模な漁業経営体等は複数の漁業種類を営んでいるケースが多く、販売金額に関しては、上位2位まで把握することによって多様な漁業の種類の組み合わせが明らかとなって、漁業生産構造の分析がしやすくなるということなので、上位2位まで書くべきだという審議をいただきまして、結果的に従来どおり上位2位まで把握するということになりました。

続きまして、7ページ目に「カ 変更事項6」と書いてございます。これは、「管理組織に参加している経営体数」及び「管理を行っている漁業種類別の経営体数」の回答方式ということで、従来は、実数、要するに数をそのまま調査票のほうに書き込むという形で調査が行われていたのですが、変更案では、いわゆる階級に区切って、どこかの階級にチェックするというような形で質問の仕方を変えるというのが原案になっておりました。

しかしながら、経営体数をこのようにくくってしまう、特に300経営体以上、最大値のところからわからなくなるということの問題が非常に大きいのではないかとということで、部会で審議をしていただいた結果、規模別の階層区分、要するに階級分けに変更してしまうと、

これまで実数値による把握であったからこそ可能であった分析というのができなくなってしまう。特に参加率等が計算できなくなるというような負の側面があるということがわかりましたので、結果的に、従来どおり実数の形で書くというふうに案を変更しております。

続きまして、今度は9ページの方にまいります。「ク 変更事項8」を御覧ください。流通加工調査のうち、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の変更についてですけれども、表12というのが従来使われていた調査の内容だったわけです。それに対して、10ページのほうになりますけれども、変更後は、見かけ上、記入負担がかなり増えるように見える変更になっております。

「見かけ上」と申し上げましたのは、11ページの第2パラグラフのほうに、この調査票の記入項目が増えることについての評価というのが書いてあるわけですが、従来、変更後に記載されている調査項目に関しては、漁業センサスの後に一般統計として行われていた水産物流調査というのがございまして、そちらで訊いている項目になっています。そうすると、センサスですから、1回回答した回答者がもう一回一般調査の方でより詳しい票に記入しなければいけないという二重の記入負担を負っていたということになります。

また、専門委員の方から出された意見ですけれども、変更後の細かいタイプの調査票の方が、自分たちが経営を管理している形により近いということで、むしろ書きやすいというようなコメントもございました。そういったことから、調査項目を見かけ上増やすということについても、結果的には、そのことによって調査負担の軽減に資するだけでなく、もちろん、調査の精度というものも上がり、結果表章もより詳しくできるということになりますので、適当と判断をしております。

12ページに行ってくださいまして、「変更事項10」というところを御覧ください。これは、先ほど少し出てきましたけれども、HACCP（ハサップ）ですね。「ハシップ」と読むこともあるそうですけれども。こちらの導入に関して、従来は採用しているかしていないかということだけだったのですが、導入を計画しているということも非常に重要だということで、これを付け加えるというのが変更後の案になっておりました。こちらに関しましては、HACCPの導入の仕方、認証の仕方が様々あるということで、その様々ある格好に対応するような形で、報告者が正しく理解できるように注意書き等を詳しくしていただいて、認めるというふうにしております。注意書きの内容がどういうものであるのかということとは、13ページの表15に申請案と修正案が対応できるような形で示してありますので、そちらの方を御覧ください。

それでは、今度は13ページになりますけれども、「(3) 調査時期の変更」というところを御覧ください。これは流通加工調査の調査時期についてですけれども、変更前、従来は調査実施年の11月1日現在で記入することになっていたのですが、変更後は、調査実施年翌年の1月1日現在というふうに、見かけ上は2カ月ほど遅れるように見えるというふうになっております。

これは、調査の対象となる水産加工場等が会計を暦年単位で把握していることが多いの

で、11月1日現在となると、調査対象年に合わせて換算しなければいけないということがあったことと、調査対象期間が調査実施年の前年11月1日から実施年の10月末日と2年にまたがるものともなっていました。これを調査実施年の翌年の1月1日現在とすることによって、記入者の負担も減りますし、データもより新しいものが調査できるということがわかりましたので、これも適当と判断をいたしました。

今度は14ページの方にまいります。「調査方法の変更」ということで、ここでは2点ございます。まずは「漁業経営体に対する調査における調査対象名簿の作成方法等」についてということが1点、もう一点は、「コールセンターの設置」ということです。

まず、「漁業経営体に対する調査における調査対象名簿の作成方法等」ということについて報告いたしますけれども、論点は「漁船登録データの活用」と「東日本大震災の被災地域における対応」の2点ございます。

初めに、「漁船登録データの活用」ということですが、こちらに関しましては、海面及び内水面の漁業経営体に対する調査において、調査対象名簿の作成をする際に、都道府県が保有する漁船登録データに基づいて新規に登録があった漁船等のデータを付加する作業を行えるように変更するものです。

これに関しましては、都道府県による新規登録があった漁船等のデータの付加作業が追加されることによって、新規の経営体を把握するということはいろいろな産業統計で常に問題になるところですが、それがきちんと捕捉されることによって把握の精度が向上して、現地における統計調査員の名簿更新のための聞き取りの作業の効率化というものにも役立ちますので、適当であろうと。

それから、この変更は、前回の本調査にかかわる答申及び公的統計の整備に関する基本的な計画において、今度の課題として指摘されていた漁船登録データの活用方法に関わるものであって、後で少し説明いたしますが、十分な検証・検討を重ねた上で提示されたものでありますので、適当と判断をいたしました。

次に、2点目、14ページの下の方になりますけれども、「(イ) 東日本大震災の被災地域における対応」について報告いたします。

農林水産省では、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県、いわゆる被災3県及びその県内の市町村に対して、全国漁業協同組合連合会や現地の漁業協同組合等に協力を得て名簿を作成して、被災した3県及びその県内の市町村に対して調査対象候補者の名簿データを提供することとしております。これに関しましては、3県の被災状況に鑑みて、調査関係事務の負担軽減を図るものであると、適当としました。

被災した3県においては、復興に向けた施策等により、個人経営体と共同経営体等の相違というのが見分けにくくなっているというようなこともございますので、その取扱等について調査手引等で明確にする必要があるということを部会において指摘しております。

次に、15ページの方になりますけれども、「コールセンターの設置」ということです。今回、OCR対応調査票が全面的に取り入れられるということから、従来にも増して問い合わせ

せというのが増えるであろう。それに対応して、民間事業者に委託してコールセンターを設置するとされています。

これにつきましては、報告者からの照会への効率的な対応、あるいは地方公共団体の照会対応業務の負担軽減が図られるということから、適当と判断しております。ただし、漁業センサスにおいてコールセンターが設置されるということは今回が初めてであること、また、調査事項等は、専門性の高いものであることから調査対象者からの質問等はどんなものが出得るかということをおあらかじめ検討していただいて、完備したマニュアルを作っただけで十分に対応していただくということを部会においては指摘しております。

次に、15ページの「3 諮問第2号答申『平成20年に実施される漁業センサスの計画について』及び公的統計の整備に関する基本計画における指摘への対応について」、いわゆる前回の答申及び基本計画で出された今までの宿題に対してどのように対応していくのかということについて報告いたします。

前回の答申及び公的統計の整備に関する基本計画においては、漁船登録データの活用方策の検討ということが指摘されております。いわゆる業務統計の利用ということでありませう。これに関して、農林水産省の検証・検討結果が16ページの表18にかなり詳しくまとめられております。これらの検証・検討結果は、16ページの下段から17ページにかけて文章の形で書いてあるわけですが、まとめると以下ようになります。

調査票へのプレプリントのための調査票情報としてこれらの漁船登録データが使えるかどうかということをおまず検討していただいたわけですね。実際に、一部の市町においては、漁船登録データと2008年の本調査で使用した調査対象名簿とで突合作業を行って見たのですが、漁船登録データの整理状況ですとか、登録の範囲、フォーマット等の制約から、当該活用が困難である。調査票データを漁船登録データから抽出するということが非常に難しかったということですね。

それから、突合作業の結果を精査した結果、漁船登録データを新規調査対象の把握に使う、名簿の整備に使うということは可能との結論を得て、今回の本調査において、調査対象名簿の作成に際して農林水産省が送付する前回の本調査の調査対象名簿に、都道府県が保有する漁船登録データに基づいて新規の登録があった漁船等のデータを付加する作業を追加することというふうに計画しております。どちらも調査そのもののデータとしては使えなかったけれども、新規の漁船の把握には十分使えるということで、そのようなことが行われるということは、前回の答申ないしは基本計画での指摘事項への対応ということで、評価するとしております。

ただ、この点に関しましては、前に「業務統計の利用に関して、難しい、難しいと言っているばかりではなかなか進まないのではないかと」と、それと同じような御指摘がこちらの部会でも行われて、今後どのようにして業務統計データを活用していくのかということに関しては、次回の基本計画等で十分に話し合うべきだというような意見が出されたことを申し添えておきたいと思っております。

17ページにまいりまして、「今後の課題」を御覧ください。2点ございます。

まずは、「OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討」というところです。本調査に関しましては、「OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討」と「インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」ということで、今後の課題として2点挙げております。

まず1点目に関しましては、OCR対応調査票が導入されたということから、入力の手間というものが大分省けるようになったわけですが、逆に、審査する段階で、それを都道府県のほうに一度戻して審査してもらおうという今までになかった手間が入ります。その結果、データを収集してから公表するまでの期間が短縮できるかどうか、少し不透明な部分というのがあるのですけれども、そういったところを検証していただいて、次回の本調査の企画のときまでに公表の早期化を検討する必要があるというので、今後の課題といたしました。

次に「インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」ということです。オンライン調査に関しては、前回の調査の際、流通加工調査において導入されたのですが、その利用率が余り高くないということから、今回の本調査でオンライン調査を実施する際に、その利用の促進が図られていない原因というものがどんなものなのかということ把握して、次回の本調査、新しい漁業センサスのその次が2018年ということになるのですが、その企画のときまでに利用向上に向けた対応策を検討していただくということにしております。

最後に17ページ「Ⅱ 漁業センサスの指定の変更（名称の変更）」というところに関してです。漁業センサスにより作成される基幹統計の名称に関しては、統計と調査を区分する考え方を徹底する観点から、調査を意味する「センサス」という用語を含めることは適当でないことを考慮して、また、過去の基幹統計の名称の変更の例も踏まえまして、「漁業構造統計」とすることが適当といたしました。

以上が、漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）に関わる第3回目の産業統計部会の審議結果の概要と答申案の報告です。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

御質問がなければ、答申案についてお諮りしたいと思います。

「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」、本委員会の答申は、資料3の（案）のとおりとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料によって総務大臣に対して答申いたします。

産業統計部会に所属される委員の皆様、御審議どうもありがとうございました。

○**縣委員** 今の答申内容ということではないのですけれども、調査方法について少し伺いたいのです。

これは私の理解力が足りないのだと思いますが、今、インターネットもOCRと併用することの意味しているのですか。

○**西郷委員** そうですね。併用ということの意味がどういうことなのかというと、基本的に、調査票で回答してもらった回答者に対しては、調査票に記入されていますので、その内容がOCR読取機で読み取られるということになりますし、オンラインで回答してくれるところはオンラインで回答されるということになります。併用ということはそういう意味です。

○**縣委員** そういう意味ですか。それは調査対象者が選べるのですか。

○**西郷委員** そうですね。そのとおりです。ですから、国勢調査などと同じようなイメージ。東京都では、先ほど御説明ありましたとおり、紙の調査票で回答してもいいし、オンラインで回答することもできるようになっていましたけれども、重複して回答するということはもちろんなくて、回答する側がどちらかを選んで回答するという形です。

○**縣委員** ということは、今回、漁業構造統計がそういう方式をとっておられるということですが、今後の展望としては、ほかについても調査対象者の背景を考慮して、OCRで読み取る物理的な調査票の方式とインターネットの方式というのを並行して活用するという方針がこれから広がるということなのでしょうか。

○**西郷委員** いや、それがほかの調査にまで広がるかどうかはわかりません。

○**縣委員** そこは先生のお話であって、今後の見通しとしては、そういう見通しを持っていて良いのでしょうか。

○**樋口委員長** まだそこについては議論していませんので、今後のことだろうと思いますが、今回の基本計画を踏る上で、調査方法についてのワーキング・グループというものも設置しようと思っておりますので、その調査方法についてどうしていくかということもそこで議論していきたいと思っております。それぞれの府省に「この調査についてはどうですか」という形で出してもらっているということで、統計委員会自身の方針としてこうしますということは、今のところ定まっていないうことだと思います。

○**縣委員** そうしましたら、事実としては、現状、OCRの物理調査票とインターネットを併用している形式というものは、どちらかというところと少数なのではないでしょうか。まだそれがパイロットケースである場合が多いのでしょうか。それとも、それが大勢を占めているのでしょうか。

○**樋口委員長** これは統括官室でしょうか。

○**金子総務省政策統括官付調査官** 先ほどの住宅・土地統計調査の答申案に係る質疑応答においても統計局から御説明ございましたけれども、漁業センサスの場合は調査客体は漁業者ということですが、世帯を対象とする統計調査においては、例えば、都市部で調査員がなかなか面接できない若年者層とか、そういった方々から回答を得る方法の一つ

として、従前の紙の調査票と併せて、オンライン調査というものが少しずつ導入・拡大されつつある。そういう実態がございます。

○**縣委員** つまり、まだそういう体制になっているわけではないということの意味しているのですか。

○**金子総務省政策統括官付調査官** オンライン調査の導入がいろいろな調査の中で少しずつ進んできている状況はあるということでもあります。

○**樋口委員長** よろしいですか。

○**縣委員** はい。

○**樋口委員長** それでは、本日の議題は以上ですので、最後に、次回について事務局からお願いします。

○**村上内閣府統計委員会担当室長** 次回の委員会は、3月28日1時から、本日と同様にこの会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御案内申し上げます。

○**樋口委員長** 以上で第62回統計委員会を終了いたします。ありがとうございます。